

新旧対照表

【施設機械工事等共通仕様書】

改正後	現行	備考
<div data-bbox="224 319 896 1209" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p> 制定 平成19年8月31日 耕 第462号 改正 平成20年7月11日 耕 第466号 改正 平成22年7月9日 農整第453号 改正 平成23年7月15日 農整第396号 改正 平成27年1月16日 農整第15号 改正 平成28年7月13日 農整第266号 改正 平成29年7月10日 農整第243号 改正 令和元年8月22日 農整第296号 改正 令和2年8月3日 農整第305号 </p> <p>施設機械工事等共通仕様書</p> <p style="text-align: center; color: red;">令和2年8月</p> <p style="text-align: center;">富山県農林水産部</p> </div>	<div data-bbox="1086 319 1758 1209" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p> 制定 平成19年8月31日 耕 第462号 改正 平成20年7月11日 耕 第466号 改正 平成22年7月9日 農整第453号 改正 平成23年7月15日 農整第396号 改正 平成27年1月16日 農整第15号 改正 平成28年7月13日 農整第266号 改正 平成29年7月10日 農整第243号 改正 令和元年8月22日 農整第296号 </p> <p>施設機械工事等共通仕様書</p> <p style="text-align: center; color: red;">令和元年9月</p> <p style="text-align: center;">富山県農林水産部</p> </div>	

新旧対照表

【施設機械工事等共通仕様書】

改正後	現行	備考
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1節 総則</p> <p>1-1-1 適用 [略]</p> <p>1-1-2 用語の定義</p> <p>1. ～49. [略]</p> <p>50. JIS規格</p> <p>JIS規格とは、日本産業規格をいう。また、設計図書のJIS製品記号は、JISの国際単位系(SI)移行(以下「新JIS」という。)に伴い、すべて新JISの製品記号としているが、旧JISに対応した材料を使用する場合は、旧JIS製品記号に読み替えて使用できるものとする。</p> <p>1-1-3～1-1-4 [略]</p> <p>1-1-5 施工計画書</p> <p>受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。</p> <p>受注者は施工計画書を遵守し、工事の施工にあたらなければならない。</p> <p>また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。</p> <p>ただし、受注者は工事請負代金が500万円未満の工事及び維持補修工事など簡易な工事においては、監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができるものとし、その記載は(表-1)の通りとする。</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p>(表-1) [略]</p> <p>2. ～3. [略]</p> <p>1-1-6 承諾図書</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 受注者の責務</p> <p>承諾図書の承諾は、受注者の責任による設計に基づく工事着手をあくまで発注者の観点から承諾するものであり、承諾によって受注者の責務(削除)が免責又は軽減されるものではない。</p> <p>3. [略]</p> <p>1-1-7 承諾済みの承諾図書</p> <p>契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条、第21条、第22条第1項及び第40条第2項の規定を除き、承諾済みの承諾図書を変更しようとするときは、軽微なものを除き、発注者と協議するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1節 総則</p> <p>1-1-1 適用 [略]</p> <p>1-1-2 用語の定義</p> <p>1. ～49. [略]</p> <p>50. JIS規格</p> <p>JIS規格とは、日本工業規格をいう。また、設計図書のJIS製品記号は、JISの国際単位系(SI)移行(以下「新JIS」という。)に伴い、すべて新JISの製品記号としているが、旧JISに対応した材料を使用する場合は、旧JIS製品記号に読み替えて使用できるものとする。</p> <p>1-1-3～1-1-4 [略]</p> <p>1-1-5 施工計画書</p> <p>受注者は、工事着手前(追加)に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。</p> <p>受注者は施工計画書を遵守し、工事の施工にあたらなければならない。</p> <p>また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。</p> <p>ただし、受注者は工事請負代金が500万円未満の工事及び維持補修工事など簡易な工事においては、監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができるものとし、その記載は(表-1)の通りとする。</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p>(表-1) [略]</p> <p>2. ～3. [略]</p> <p>1-1-6 承諾図書</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 受注者の責務</p> <p>承諾図書の承諾は、受注者の責任による設計に基づく工事着手をあくまで発注者の観点から承諾するものであり、承諾によって受注者の責務(瑕疵担保責任等)が免責又は軽減されるものではない。</p> <p>3. [略]</p> <p>1-1-7 承諾済みの承諾図書</p> <p>契約書第15条(追加)7項、第17場1項、第18条(追加)5項、第19条、第20条、第21条、第22条(追加)1項及び第43条(追加)2項の規定を除き、承諾済みの承諾図書を変更しようとするときは、軽微なものを除き、発注者と協議するものとする。</p>	<p>JIS名称の変更</p> <p>[追加]</p> <p>[削除]</p> <p>[字句修正] ※以下同様</p>

新旧対照表

【施設機械工事等共通仕様書】

改正後	現行	備考
<p>1-1-8~1-1-14 [略]</p> <p>1-1-15 工事の下請負 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。 (1)～(2) [略] (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 <u>なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。</u></p> <p>1-1-16 施工体制台帳 1. 一般事項 受注者は、建設業法第24条の7第1項の規定に基づき作成した施工体制台帳について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第13条第1項に基づき、その写しを発注者に提出しなければならない。</p> <p>2. ～5. [略]</p> <p>1-1-17~1-1-21 [略]</p> <p>1-1-22 工期変更 1. 一般事項 契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条及び第40条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第23条の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認する(本条において以下「事前協議」という。)ものとし、監督員はその結果を受注者に通知するものとする。 2. ～5. [略]</p> <p>1-1-23~1-1-33 [略]</p> <p>1-1-34 施工管理 1. ～6. [略] 7. 労働環境の改善 受注者は、<u>工事の適切な実施に必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した工事の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間、その他労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。</u></p>	<p>1-1-8~1-1-14 [略]</p> <p>1-1-15 工事の下請負 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。 (1)～(2) [略] (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 <u>[追加]</u></p> <p>1-1-16 施工体制台帳 1. 一般事項 受注者は、建設業法第24条の7第1項の規定に基づき作成した施工体制台帳について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第13条第1項に基づき、その写しを発注者に提出しなければならない。 <u>なお、管理技術者、主任技術者(下請負人を含む)及び専任する専門技術者の顔写真を添付するものとする。</u></p> <p>2. ～5. [略]</p> <p>1-1-17~1-1-21 [略]</p> <p>1-1-22 工期変更 1. 一般事項 契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条及び第43条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第23条の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認する(本条において以下「事前協議」という。)ものとし、監督員はその結果を受注者に通知するものとする。 2. ～5. [略]</p> <p>1-1-23~1-1-33 [略]</p> <p>1-1-34 施工管理 1. ～6. [略] 7. 労働環境の改善 受注者は、<u>作業員</u>の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。</p>	<p>[追加]</p> <p>[削除]</p> <p>[字句修正]</p> <p>[追加]</p>

新旧対照表

【施設機械工事等共通仕様書】

改正後	現行	備考
<p><u>また</u>、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。</p> <p>8. ～11. [略]</p> <p>1-1-35～1-1-40 [略]</p> <p>1-1-41 環境対策</p> <p>1. ～5. [略]</p> <p>6. 排出ガス (1)～(2) [略]</p> <p><u>削除</u></p> <p>表 1-1-1 [略] 表 1-1-2 [略]</p> <p>7. ～9. [略]</p> <p>1-1-42～1-1-57 [略]</p>	<p><u>追加</u> 受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。</p> <p>8. ～11. [略]</p> <p>1-1-35～1-1-40 [略]</p> <p>1-1-41 環境対策</p> <p>1. ～5. [略]</p> <p>6. 排出ガス (1)～(2) [略]</p> <p><u>(3) 受注者は、(1)又は(2)の規定により使用する建設機械の写真を撮影し、工事完了までに、これを監督員へ提出しなければならない。</u></p> <p>表 1-1-1 [略] 表 1-1-2 [略]</p> <p>7. ～9. [略]</p> <p>1-1-42～1-1-57 [略]</p>	<p>[字句修正]</p> <p>[削除]</p>

新旧対照表

【施設機械工事等共通仕様書】

改正後	現行	備考
<p style="text-align: center;">第2章 機器及び材料</p> <p>第1節 通則</p> <p>2-1-1 一般事項</p> <p>1. ～2. [略]</p> <p>3. 設計図書に規定されていない機器等の使用の承諾 受注者が工事目的物に使用する設計図書に規定されていない機器等は、次の規格又はこれと同等以上の品質を有しているものとし、あらかじめ監督員の承諾を受けなければならない。 また、「グリーン購入法」第10条の規定に基づく「富山県グリーン購入調達方針」に定める特定調査品目の優先使用について、監督員と協議するものとする。</p> <p>(1) 日本産業規格 (JIS)</p> <p>(2) ～ (9) [略]</p> <p>4. ～8. [略]</p> <p>2-1-2～2-1-4 [略]</p> <p style="text-align: center;">第3章～第5章 [略]</p> <p style="text-align: center;">第6章 用排水ポンプ設備</p> <p>第1節 通則</p> <p>6-1-1～6-1-2 [略]</p> <p>6-1-3 技術基準等 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準等に準拠するものとする。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準等と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>1. ～12. [略]</p> <p>13. 日本産業規格 (JIS)</p> <p>14. ～23. [略]</p> <p style="text-align: center;">第7章 [略]</p> <p style="text-align: center;">第8章 ダム管理設備</p> <p>第1設 総則</p> <p>8-1-1 [略]</p> <p>8-1-2 一般事項</p> <p>1. [略]</p>	<p style="text-align: center;">第2章 機器及び材料</p> <p>第1節 通則</p> <p>2-1-1 一般事項</p> <p>1. ～2. [略]</p> <p>3. 設計図書に規定されていない機器等の使用の承諾 受注者が工事目的物に使用する設計図書に規定されていない機器等は、次の規格又はこれと同等以上の品質を有しているものとし、あらかじめ監督員の承諾を受けなければならない。 また、「グリーン購入法」第10条の規定に基づく「富山県グリーン購入調達方針」に定める特定調査品目の優先使用について、監督員と協議するものとする。</p> <p>(1) 日本工業規格 (JIS)</p> <p>(2) ～ (9) [略]</p> <p>4. ～8. [略]</p> <p>2-1-2～2-1-4 [略]</p> <p style="text-align: center;">第3章～第5章 [略]</p> <p style="text-align: center;">第6章 用排水ポンプ設備</p> <p>第1節 通則</p> <p>6-1-1～6-1-2 [略]</p> <p>6-1-3 技術基準等 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準等に準拠するものとする。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準等と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>1. ～12. [略]</p> <p>13. 日本工業規格 (JIS)</p> <p>14. ～23. [略]</p> <p style="text-align: center;">第7章 [略]</p> <p style="text-align: center;">第8章 ダム管理設備</p> <p>第1設 総則</p> <p>8-1-1 [略]</p> <p>8-1-2 一般事項</p> <p>1. [略]</p>	<p style="text-align: center;">備考</p> <p style="text-align: center;">JIS 名称の変更</p> <p style="text-align: center;">JIS 名称の変更</p>

新旧対照表

【施設機械工事等共通仕様書】

改正後	現行	備考
<p>2. 技術基準等 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準等に準拠するものとする。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>(1)～(10) [略] (11) 日本産業規格 (JIS) (12)～(17) [略]</p> <p>8-1-3～8-1-7 [略]</p> <p>第2節～第7節 [略]</p> <p style="text-align: center;">第9章～第11章 [略]</p> <p style="text-align: center;">第12章 電気設備</p> <p>第1節 通則 12-1-1 [略]</p> <p>12-1-2 一般事項</p> <p>1. 技術基準等 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については下記の基準等に準拠するものとする。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準等と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>(1)～(10) [略] (11) 日本産業規格 (JIS) (12)～(17) [略]</p> <p>2. ～16. [略]</p> <p>第2節～第7節 [略]</p> <p style="text-align: center;">第13章 水管理制監視設備</p> <p>第1節 通則 13-1-1 [略]</p> <p>13-1-2 一般事項 1. [略]</p>	<p>2. 技術基準等 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準等に準拠するものとする。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、減速として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>(1)～(10) [略] (11) 日本工業規格 (JIS) (12)～(17) [略]</p> <p>8-1-3～8-1-7 [略]</p> <p>第2節～第7節 [略]</p> <p style="text-align: center;">第9章～第11章 [略]</p> <p style="text-align: center;">第12章 電気設備</p> <p>第1節 通則 12-1-1 [略]</p> <p>12-1-2 一般事項</p> <p>1. 技術基準等 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については下記の基準等に準拠するものとする。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準等と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>(1)～(10) [略] (11) 日本工業規格 (JIS) (12)～(17) [略]</p> <p>2. ～16. [略]</p> <p>第2節～第7節 [略]</p> <p style="text-align: center;">第13章 水管理制監視設備</p> <p>第1節 通則 13-1-1 [略]</p> <p>13-1-2 一般事項 1. [略]</p>	<p>[字句修正]</p> <p>JIS 名称の変更</p> <p>JIS 名称の変更</p>

新旧対照表

【施設機械工事等共通仕様書】

改正後	現行	備考
<p>2. 技術基準等 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については下記の基準等に準拠するものとする。 これにより難しい場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 (1)～(10) 略 (11) 日本産業規格 (JIS) (12)～(18) 略</p> <p>13-1-3 略</p> <p>第2節～第10節 略</p>	<p>2. 技術基準等 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については下記の基準等に準拠するものとする。 これにより難しい場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 (1)～(10) 略 (11) 日本工業規格 (JIS) (12)～(18) 略</p> <p>13-1-3 略</p> <p>第2節～第10節 略</p>	<p>JIS 名称の変更</p>